

第三十三号

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県青少年センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十八年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表その一の表の部分を次のように改める。

区 分	単 位	基 準 額	
		青 少 年	青 少 年 以 外 の 者
体育室	午前	二、七二〇円	五、四五〇円
	午後	三、三九〇円	六、七八〇円
	夜間	三、二九〇円	六、五八〇円
インドア運動場	午前	三、八五〇円	七、七一〇円
	午後	五、一四〇円	一〇、二八〇円
	夜間	四、六二〇円	九、二五〇円
大会議室	午前	四、〇六〇円	八、一二〇円
	午後	五、四〇〇円	一〇、八〇〇円
	夜間	四、八三〇円	九、六六〇円

中会議室	午前	1,690円	3,390円
	午後	1,260円	4,510円
	夜間	1,000円	4,010円
第一小会議室及び第二小会議室（一室につき）	午前	1,430円	2,870円
	午後	1,950円	3,900円
	夜間	1,740円	3,490円
第三小会議室及び第四小会議室（一室につき）	午前	710円	1,430円
	午後	970円	1,950円
	夜間	870円	1,740円
音楽室	午前	1,330円	2,670円
	午後	1,790円	3,590円
	夜間	1,590円	3,180円
第一和室	午前	1,740円	3,490円
	午後	1,310円	4,610円
	夜間	1,050円	4,110円
レクリエーションホール	午前	1,100円	4,210円
	午後	1,770円	5,550円
	夜間	1,510円	5,030円
IT学習室	午前	510円	1,010円
	午後	710円	1,430円
	夜間	610円	1,230円
小体育室	午前	1,640円	3,290円
	午後	1,210円	4,410円
	夜間	1,000円	4,010円

第二和室及び第三和室（二室につき）	午前	九二〇円	一、八五〇円
	午後	一、二三〇円	二、四六〇円
	夜間	一、二三〇円	二、二六〇円
調理台その他規則で定める設備及び用具			規則で定める額

別表その一の表の備考第二項及び第七項中「二万円」を「二万二百八十円」に改め、同表その三中「四百円」を「四百十円」に改める。

（徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第二条 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成四年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「五〇〇円に」を「五二〇円に」に、「四、二八〇円」を「四、四〇〇円」に改める。

（徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第三条 徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「三、五七〇円」を「三、六七〇円」に、「四、七二〇円」を「四、八五〇円」に改める。

別表第二中「一、八二〇円」を「一、八七〇円」に、「二七、八〇〇円」を「二八、五九〇円」に、「二六、九八〇円」を「二七、七五〇円」に、「二二四、八六〇円」を「二三〇、九九〇円」に、「三三、一〇〇円」を「三四、〇四〇円」に、「四六、三〇〇円」を「四七、六二〇円」に、「一四、二〇〇円」を「一四、六〇〇円」に、「一、九二〇円」を「一、九六〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「三三、一〇〇円」を「三四、〇四〇円」に、「四〇〇円」を「四二〇円」に改める。

（徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第四条 徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表その一を次のように改める。

その一

区 分		基 準 額		
		（午前九時から 午後五時まで）	（午後一時から 午後五時まで）	（午後五時三十分から 午後九時三十分まで）
ホ ー ル	平 日	一七、五七〇円	一四、六三〇円	三〇、四六〇円
	休 日 等	二三、二八〇円	一八、二三〇円	三七、六三〇円
大 会 議 室		二二、二〇〇円	一六、三五〇円	一九、〇一〇円

第一会議室	四、八二〇円	六、三三〇円	七、四七〇円
第二会議室から第六会議室まで (一室につき)	四、二二〇円	五、四一〇円	六、五五〇円
第一楽屋から第七楽屋まで (一室につき)	七九〇円	一、一三〇円	一、三五〇円
第八楽屋	五五〇円	六六〇円	七九〇円
第一控室から第三控室まで (一室につき)	五五〇円	六六〇円	七九〇円
第一茶室及び第二茶室 (一室につき)	一、〇〇〇円	一、二五〇円	一、四七〇円
第一和室	一、七一〇円	二、一七〇円	二、六二〇円
第二和室	二、五一〇円	三、二〇〇円	四、〇二〇円
リハーサル室	八、〇四〇円	一〇、八三〇円	一三、〇二〇円
知事が別に定める施設及び演劇、音楽等の用具			知事が別に定める額

別表その二の表中「二六、二五〇円」を「二七、〇〇〇円」に、「二七、九〇〇円」を「二八、四一〇円」に、「五、二六〇円」を「五、四一〇円」に、「三、五六〇円」を「三、六六〇円」に、「四、〇一〇円」を「四、一一〇円」に、「二、七一〇円」を「二、七八〇円」に、「二二、〇〇〇円」を「二二、三四〇円」に、「八、一五〇円」を「八、三八〇円」に改める。

(徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第五条 徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例(平成十四年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「八、八〇〇円」を「九、〇五〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五二〇円」に、「七〇〇円」を「七一〇円」に、「三、九八〇円」を「四、〇九〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五八〇円」に、「七六〇円」を「七八〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二六〇円」に、「九八〇円」を「一、〇〇〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「一、四六〇円」を「一、五〇〇円」に、「一、一六〇円」を「一、一九〇円」に改める。

(徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第六条 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例(平成十八年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表中「四〇〇円」を「四一〇円」に改める。

(徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第七条 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例(昭和六十三年徳島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表その一の一の表中「二、三七〇円」を「二、四三〇円」に、「四、九七〇円」を「五、一一〇円」に、「二、五八〇円」を「二、六五〇円」に、「五、四二〇円」を「五、五七〇円」に、「三、八八〇円」を「三、九九〇円」に、「八、二四〇円」を「八、四七〇円」に、「四、二〇〇円」を「四、三二〇円」に、「八、五八〇円」を「八、八二〇円」に、「八、〇八〇円」を「八、三二〇円」に、「二六、八四〇円」を「二七、三三〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二二〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五四〇円」に、「二〇、五五〇円」を「二〇、八五〇円」に、「三三、〇五〇円」を「三三、六八〇円」に、「二七、四五〇円」を「二七、九四〇円」に、「三六、六三〇円」を「三七、六七〇円」に、「二二、三三〇円」を「二二、九二〇円」に、「四四、七七〇円」を「四六、〇四〇円」に、「二五、二〇〇円」を「二五、九二〇円」に、「五二、九二〇円」を「五四、四二〇円」に、「四六、五三〇円」を「四七、八五〇円」に、「九七、七〇〇円」を「一〇〇、四九〇円」に、「六、四六〇円」を「六、六四〇円」に、「一三、四四〇円」を「一三、八二〇円」に、「一、五一〇円」を「一、五五〇円」に、「三、一六〇円」を「三、二五〇円」に、「一、八三〇円」を「一、八八〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「一、〇五〇円」を「二、二〇〇円」に、「四、〇五〇円」を「四、一六〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五五〇円」に、「五、一八〇円」を「五、三二〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六四〇円」に、「九、三七〇円」を「九、六三〇円」に、「六五〇円」を「六六〇円」に、「一、二四〇円」を「一、二七〇円」に改め、同その一の二の表中「六五〇円」を「六六〇円」に、「一、三四〇円」を「一、三七〇円」に改め、同表その二の表中「一、六九〇円」を「一、七三〇円」に、「二、一六〇円」を「二、三二〇円」に、「六七〇円」を「六八〇円」に、「八九〇円」を「九二〇円」に、「四四〇円」を「四五〇円」に改め、同表の備考第八項中「五百六十円」を「五百七十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に依頼がなされている徳島県立保健製薬環境センターにおける成績書等の再交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に利用の許可を受けている徳島県立文学書道館の施設又は徳島県立中央武道館の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに鑑み、使用料及び手数料の額並びに利用料金の額の適正化を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。